

請求の原因

はじめに 本件訴訟において原告らが司法にもとめるもの

原告らは、福島県またはその隣接県をふるさととして、それぞれの生業(なりわい)をもち、豊かで平穏な生活を送っていたものであるが、2011(平成23)年3月に福島原発事故が発生し放射性物質が飛散したことにより、日々、放射線被ばくによる健康影響を危惧しながら生活せざるを得なくなり、または、放射線被ばくを避けるために避難を余儀なくされた。

以下、本件訴訟にかける原告らの思いを、原発事故が発生し、かつ、最も過酷な被害に襲われている「福島(うつくしま)」に託して述べるが、福島原発事故による被害は県境によって留まるものではなく、他県の被害者も同じ願いを本件訴訟に託するものである。

【ゆたかなる故郷—福島(うつくしま)—】

福島は、東には豊かな漁場である太平洋を望み、中通りには果樹の栽培が盛んで豊かな平野が広がる。会津地方は磐梯山と猪苗代湖に代表され、米作が盛んであり秋ともなれば黄金色の稲穂が風に揺れる。これら地域の周囲には山々が深く広がり、春には山菜、秋には茸狩りと自然の恵みは尽きない。

原告らは、この美しい福島(うつくしま)に住んで、それぞれの生業と生活を営んできたものである。

中通りの農家は、長い年月にわたる養生が必要な桃・梨などの果樹栽培に精を出してきた。浜通りの漁師は、ふるさとの漁港から暗いうちに漁に出て海の幸を求めて家族を養ってきた。港に揚げられた魚介類の仲買の仕事によって生活してきた者、また、地元で水揚げされた新鮮な魚介類を自慢とした民宿を営んできた者もいる。

人々は、福島で生まれ、福島の学校で学び、福島で出会い・結ばれ、それぞれの生業を営みながら、子をもうけ、自分と同じように、わが子を美しい福島で育てることを当然のこととしてきた。

みな、父・母・きょうだいなどの家族や、夫婦の結びつきがあった。田舎では、昔からの集落における人と人の結びつきは、まつりや儀礼などを通じて、親せき以上ともなっている。

一人で生きてきたものは一人としていない。その結びつきの場が、美しい福島であった。

【失われたものの大きさ】

2011(平成23)年3月11日発生 of 福島原発事故は、大量の放射性物質を飛散させ、その結果、人々を放射線による健康被害の恐怖に陥れ、豊かで平穏な生活や人間関係を破壊するという被害をもたらした。

その被害の現れ方は、人々がそれまでどのような仕事や生活を送っていたか、また、事故後に被ばくによる健康影響への恐れから避難を選択したかどうか、などにより、さまざまな形で現れる。

福島から約200キロメートル離れた埼玉県北部の田んぼの中

廃校となった高校の校舎には、双葉町から多くの被害者が避難した。

校長室が町長室となり、職員室が町の事務室となり、各教室が町民の寝泊まりする場所となった。まるで「ノアの箱船」のようである。冬、コンクリート造りの校舎は底冷えがした。

仮設住宅

田舎の広い住宅に住み慣れた人にとって、隣の生活音が筒抜けとなる狭い仮設住宅の生活は息が詰まる。地元では近所の古くからの知り合いどうし、冗談

を交えての会話が弾んだが、知り合いが少ない仮設住宅では、家に閉じこもりがちとなる。高齢の人ほど、ふるさとへ戻りたいという気持ちは強く、帰る目途が立たないことによる喪失感は深い。

港にて

地震の直後、多くの漁師は、子どものように大事にしている漁船を沖合に避難させて津波から守った。しかし、その後の原発事故により漁に出られなくなって2年となる。高齢の漁師は「仕事をしていないから、手の皮がこんなに柔らかくなってしまった。賠償金なんかいないから、とにかく漁をしたい。」と手をみせる。

農家

汚染された農地での作業は、直接の被ばくのおそれがある。自ら収穫した作物にどの程度の放射性物質が含まれているかという不安を常に抱えて、耕作を続けざるを得ない。出荷に際しては、消費者に安全な食べ物を提供したいという農家本来の願いと、風評被害によって作物の価格が低迷することによる営農上の懸念に翻弄される。こうしたストレスのなか、農業を続けるか、さらには子どもに農業を継がせるべきかと悩む。

避難

中通りから、関東そして遠く沖縄まで避難した人の数は知れない。「自主的避難」といわれているが、展望もなく、家族が引き裂かれる生活を、誰が「自主的」に求めようか。

親は、子どもの被ばくを避けることを最優先して避難を決意することが多い。被ばくは避けられても、子どもたちには、友だちとの別れや生活環境の激変という負担が避けられない。

家族の一部が避難する場合には、家族の別離が伴い、避難した家族にも、残された家族にも精神的な喪失感が生じる。家族内で避難をすることについて意見の対立が生じ、感情的な行き違いから家庭不和に発展するおそれもある。避難生活に伴い、仕事を失うことも多く、生活自体が脅かされる。家族の一部が故郷に残っている場合には、往復の交通費も大きな負担となる。

福島市の駅前

若い女性も子どもも歩いているし、表面的には、普通の地方都市のように賑やかである。しかし、測定されている線量をみると、濃淡はあるが、福島市内でも1時間あたり1マイクロシーベルトを超える地点がある。これは放射線管理区域の基準(3ヶ月間で1.3ミリシーベルトを超えるおそれのある区域)を超える線量である。

こうした数字を反芻しながら普通に生活することは難しいのだろうが、これから妊娠を控える女性や、子どもを持つ親の心の中は、想像するしかない。

しかし、放射線による健康影響を危惧することなく心安らかに生活することが、なぜ妨げられなければならないのか。そうした恐れや不安を、なぜ人々が我慢しなければならないのであろうか？

【導きの糸は、日本国憲法13条】

今回の福島原発事故による被害の深さと広がりを目の当たりにすると、被害者はもとより、一人の国民として、また、一法律家としても、立ちすくんでしまいかねない。しかし、こうした被害の一つひとつから目を背けることは、同時代を生きる者には、許されない。

この深刻な被害にどう向き合うべきか。この点を考える時、導きの糸は、日

本国憲法の示す「個人の尊重」の理念に求められるべきであろう。

憲法第13条〔個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重〕

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

裁判所においても、この憲法の示す理念に基づき、福島県民の受けた被害の深さと広がり、真摯に向き合い、司法に期待される役割を果たすことを期待したい。

【経済優先による「人災」】

原発事故は、被告東京電力と被告国の加害行為によって被害がもたらされた「人災」である。

原子力発電所でいったん過酷事故が発生した場合には、想像もできない被害が発生する。このことは、われわれは、既に1986（昭和61）年のチェルノブイリ原発事故によって体験していたところである。

にもかかわらず、被告東京電力も被告国も「原発は安全である」という安全神話を広めてきた。

しかし、4つのプレートがせめぎ合う日本列島において、チリやスマトラ沖でおきた巨大地震に匹敵する地震が起こりうることは、当然想定すべきだったのではないか？

わが国の太平洋岸においては、貞観地震を初めとして、過去、幾多の巨大津波による被害が繰り返されてきた。こうした歴史からは、福島第一原発周辺に

おいても、大規模な津波の危険を当然に想定すべきだったのではないか？

まして、被告東京電力は、再現計算により、福島第一原発の敷地に今回と同程度の津波が到来しうることを把握していたではないか？

そして、原子炉施設が津波に襲われた場合には、全ての電源を失う可能性が高く、その場合には炉心の溶融、すなわち過酷事故に至る可能性が高いことは、被告東京電力も、被告国も、いずれもが熟知していたことではないか？

被告東京電力と被告国は、巨大津波の可能性を認識し、かつその場合には炉心溶融という過酷事故に至り、想像を絶する被害が発生することを認識しつつ、経済性を優先して対策を先送りしてきたのであり、故意とも同視しうる重大な過失があるというべきである。

【原告らが求めるもの】

本件訴訟で原告らが求めるものは、

第1に、もとの美しい福島(うつくしま)、ふるさとを返せ、という住民のさけびそのものである。

法律の形式としては、事故による放射能汚染を取り除き事故前の原状に戻せという形をとる。しかし、原告らの根源的な要求は、単に線量の問題には留まらない。原発事故で失われたのは、水や土の清らかさだけではない。そこにおいて育まれてきた原告らの生業と生活そのもの、そして、地域社会のコミュニティの総体としてのふるさと、これを回復することが、原告らの真の要求である。

第2に、原告らは、福島原発事故により、日々、放射線被ばくによる健康影響を危惧しながら生活せざるを得なくなり、または、こうした被ばくを避ける

ために避難を余儀なくされるという深刻な被害を受けている。こうした被害は、被告東京電力と被告国の、故意とも同視しうる重大な過失責任によってもたらされたものである。原告らは、本件訴訟を通じて被告らの加害責任の重大性を明らかにしたうえで、原告らの受けている甚大な被害に対する当然の賠償を求めらる。

さらに、本件訴訟の射程を超えるが、こうした原告らの要求の延長上には、原発事故による被害は福島を最後にして欲しいという要求がある。

二度と原発事故をおこすな！全ての原子炉をすみやかに廃炉とせよ！

これが、原告らの究極の願いである。